

給付金の直接支払サービスのお取扱条件について（がん特定治療保障特約等）

がん特定治療保障特約、がん特定治療保障特約（引受基準緩和型）における給付金の直接支払サービスをご利用いただくにあたり、次の（１）～（６）の条件を満たすことが必要です。

- （１）治療の原因となったがんに対して、お客様がご加入のご契約（※）のうち、主契約の給付金が支払われていること、または、がん特定治療保障特約等の付加日から２年以上経過していること

（※）がん特定治療保障特約等が付加された次のいずれかの保険契約をいいます。

- ・あんしんがん治療保険（がん治療保険（無解約返戻金型））
- ・がん診断保険R（がん診断保険（無解約返戻金型）健康還付特則 付加）
- ・がん治療支援保険NEO（がん治療保険支援保険NEO（無解約返戻金型））
- ・がん治療支援保険
- ・メディカルKit / メディカルKit NEO（医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型））
- ・メディカルKit R（医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）健康還付特則 付加）
- ・メディカルKit ラヴ/エール（医療保険（引受基準緩和・無解約返戻金型））
- ・メディカルKit ラヴR/エールR（医療保険（引受基準緩和・無解約返戻金型）健康還付特則 付加）
- ・あんしん治療サポート保険（特定疾病治療保険（無解約返戻金型））
- ・あんしん治療サポート保険R（特定疾病治療保険（無解約返戻金型）健康還付特則 付加）

- （２）お客様のご契約が治療を開始する時点で有効であり、主契約に付加されたがん特定治療保障特約の特定治療給付金のお支払事由に該当すること

- （３）特定治療給付金の受取人が被保険者であり、被保険者本人からのご請求であること

- （４）特定治療給付金のお支払いにあたり、事実の確認（調査）の対象ではないと判断できること

- （５）お支払いする特定治療給付金から未払込保険料が相殺される等がなく、特定治療給付金の全額をお支払いできること

(6) 治療の開始前に、給付金の直接支払サービスのご利用について弊社が承諾している
こと

以 上